

平成30年3月16日

日向市議会議長 甲斐敏彦様

提出者 文教福祉環境常任委員会
委員長 松葉進



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第1号 地域包括支援センターの機能充実に向けた提言書（案）

地域包括支援センターの機能充実にに向けた提言書（案）

現在、日向市は、重要な施策として、要介護状態となっても住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。その推進には、市内6か所の地域包括支援センターが大きな役割を担っているが、文教福祉環境常任委員会調査の中で、各地域包括支援センターの業務の深度に差があるとの意見が出された。これを受け、委員会では、地域包括支援センターの実態を確認するため、平成29年10月24日から11月21日の間に各地域包括支援センターに出向き、管理者、看護師、社会福祉士等から現状の業務運営について聞き取り調査を行った。あわせて、所管課である高齢者あんしん課や、地域における高齢者の福祉政策を推進している社会福祉協議会のヒアリングも実施した。その結果、以下のような課題が提起された。

1. 地域包括ケアシステムに対する認知度が低く、地域包括支援センターの活動に住民の理解が不足している。
2. 総合相談業務が増加している中、地域の困りごとに対処する「地域ケア会議」の開催が難しい。
3. 人員不足かつ事務作業（新システム）に慣れないため、予防プラン作成に時間を要し、地域包括支援センターが担うべき他の業務に手が回らない。
4. 地域包括支援センターの業務全般がハードワークになっており、業務を遂行するために残業が常態化している。
5. 医療分野との連携が不十分なところがある。
6. 異動により行政の担当職員が変わることで、業務に関する知識不足や、それに起因する地域包括ケアシステム構築体制の弱体化、人材育成等が懸念される。

ついては、地域包括支援センターが担う役割の重要性に鑑み、課題解決に向けた下記の4点を提言する。

記

1. 各地域包括支援センターに共通する課題である地域包括支援センターの認知度向上について、行政・各地域包括支援センター・地域が連携し、きめ細やかな広報活動に努めること。

2. 人員不足、事務量の煩雑化等を解消する手段として、人員体制の充実はもちろんのこと、ICT の導入も大きな意味を持つ。地域包括ケアシステムの先進地では、情報の共有化、事務量の煩雑化の解消策として、ICT の活用により相当な効果を上げている事例がある。このことを踏まえ、地域包括ケアシステムの拠点施設として地域包括支援センターの担うべき役割・機能を強化すべく、早期の ICT 導入を実現すること。
3. 市・保健所・医師会・地域包括支援センターが相互に情報共有や議論を重ね、連携強化を図ること。
4. 行政担当職員の異動に伴う業務遂行上の弊害を払拭するため、「職員のプロパー化」と言われる様な担当職員の専門的質の向上を図っていくことが極めて重要であることから、担当職員の在任期間を中長期に設定すること。

平成 30 年 3 月 16 日

日向市議会

平成30年 3 月16日

日向市議会議長 甲斐 敏彦 様

提出者 議会運営委員会

委員長 西 村 豪 武



議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第2号 日向市議会会議規則の一部を改正する規則

日向市議会会議規則の一部を改正する規則

日向市議会会議規則（昭和34年日向市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(起立による表決)		(押しボタン及び起立による表決)
第70条 議長が表決をとりとうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。		第70条 議長が表決をとりとうとするときは、 <u>次項の規定に基づく押しボタンによる方法により、又は問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定することにより可否の結果を宣告する。</u>
2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。		2 押しボタンによる方法は、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことにより、賛成者の多少を認定する。 <u>この場合において、賛成又は反対のいずれのボタンも押さないときは、当該問題を否とするものとみなす。</u>
(簡易表決)		(簡易表決)
第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。		第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、 <u>議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、押しボタン又は起立の方法で表決をとらなければならない。</u>
(携帯品)		
第145条 議長又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つ		第145条 削除

え、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 70 条及び第 76 条の規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。